

第3 「静岡県農林漁家民宿」を開業する前に

【開業する前に検討すべき事項】

- 民宿開業の目的を明確にしましょう
- 『農林漁業体験民宿』の開業事例を調べましょう
- どのようなスタイルの民宿にするのか考えましょう
- 客室等の活用計画をたてましょう
- 農山漁村滞在型余暇活動のプログラムを検討しましょう
- 現状を整理するとともに地域との連携を検討しましょう
- 民宿のリスクを把握しましょう
- 自己診断チェックシートにより、開業の準備状況を確認しましょう

1 民宿開業の目的を明確にしましょう

(1) どんな民宿にするのかを考えましょう

「静岡県農林漁家民宿」を開業する前に、「何のために開業するのか?」「どういった民宿にするのか」等、「経営方針」を明確にすることが必要です。

『経営方針の例』

【農林漁業(本業)を生かしつつ、新たな収入源を確保し、経営の安定を図る】

～農林漁業の副業として、民宿を開業する。さらに、自らの生産現場を見て、食してもらうことで、自身の農産物や加工品等の新たな顧客とし、販路の開拓を目指します。～

【都市住民と地域住民との交流拠点を創出し、地域の活性化に寄与する】

～地域の仲間と協力して、地域資源を活用した交流拠点作りを行い、地域が元気になる取組を行います。～

また、民宿の開業が、家族の生活に与える影響などを家族間でよく話し合っておくことが必要です。

家族の合意が得られた段階で、家族内での仕事の分担を決める等、あくまでも無理のない範囲でお客さんを迎え入れ、接することができる民宿経営を組み立てることが必要です。

(2) 無理のない経営を心がけましょう

民宿経営の目的によって比重は異なりますが、「静岡県農林漁家民宿」は小規模な民宿となりますので、まずは副業として取り組むことが多いと考えられます。

民宿経営を始めると、当然のことながら企画・宣伝活動、経理、安全対策などの新たな仕事が増えます。体力面、資金面等あらゆる面で破綻をきたすことがないように、無理のない経営を心がけましょう。

2 『農林漁業体験民宿』の開業事例を調べましょう

(1) 参考事例に学ぶ

民宿の開業を検討している方は、まず、参考事例を調べてみましょう。本やインターネットからも比較的簡単に情報収集ができます。

農林水産省では、民宿経営に成功し、地域資源や人材の魅力、安全・安心な滞在の提供などを通じて地域活性化に寄与している『農林漁業体験民宿』の女性を「農林漁家民宿おかあさん100選」として選定し、公表していますので参考にしてください。

「参考 インターネットサイト」

○農林漁家民宿おかあさん100選 WEB サイト

<http://www.ohrai.jp/okasan100/>

(2) 実際に『農林漁業体験民宿』に泊まってみる

民宿の開業に向けた計画を作成するに当たっては、まず、実際に開業している『農林漁業体験民宿』に宿泊し、経営者から開業前の苦労話や開業してよかったこと、経営ノウハウ等の話を聞くことで、より具体的な農林漁家民宿のイメージができ、計画作りの参考になると思います。

3 どのようなスタイルの民宿にするのか考えましょう

(1) 食事提供スタイル

経営スタイルを定める最も大きな要素は、食事の提供の方法です。

食事を提供する場合は食品衛生法に基づく飲食店営業の許可が必要となり、かつ、必要となる施設の設備条件が異なります。

以下に食事の提供方式による経営スタイルを整理しましたので、これを参考に自分にふさわしい民宿の経営スタイルを決めましょう。

経営スタイル (食事提供方式)	飲食店営業の許可	特 徴
①素泊まり方式	不要	・食事を提供しないので、経営者側の労力は大きく軽減されます。 ・近隣の農家レストランや郷土料理を提供する食堂との連携を図ることで、地域としての取り組みに誘導しやすい方式です。
②自炊式	不要	・宿泊者が自炊できる施設を用意します。 ・近隣に直売所等、地域の食材が購入できる施設がある場合などに適した方式です。

③郷土料理体験式（共同調理方式）	不要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 宿泊者が経営者の家族などから郷土料理を教してもらい、調理体験する方式です。 ・ 共同作業を行うため、宿泊者との親交を深めることができます。経営者側の労力は増えますが、宿泊者とのふれあいを重視する場合には適した方式といえます。 ・ 通常は②の自炊式とし、求めに応じて郷土料理体験を提供するのも良いと思われます。
④1泊朝食付き	必要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 民宿経営で労力のかかる食事提供のうち、朝食のみ提供する方式です。 ・ ①と同様、近隣にレストランまたは自炊施設がある場合には有効な方式です。
⑤郷土料理体験＋1泊朝食付	必要	<ul style="list-style-type: none"> ・ ③と④を組み合わせた方式です。 ※ 飲食業の許可を取得した場合、その調理室を利用しての郷土料理体験はできません。 例：夕食時・・・郷土料理調理体験（体験活動は調理室以外の場所で実施） 朝食時・・・食事提供（調理体験なし）
⑥一泊二食付	必要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 民宿経営上、食事の提供は多くの労力を必要としますので、宿泊者人数等を勘案して、無理のない経営となるようにしましょう。 ・ 地元の旬食材を利用し、かつ、郷土料理を提供することで、個性ある民宿とすることが可能になります。

※ 飲食店営業の許可を取得した場合、調理室へは従事者以外は立ち入れないため、調理室を使って宿泊者との共同調理体験を行うことはできませんので注意してください。

（2）受入時期

宿泊客の受入時期には主に下記のスタイルがあります。民宿は、通年で経営しなくてはいけないものではありません。家族の状況や農林漁業の繁忙期などの状況に応じて、受入時期を限定して営業する方法も良いと思われます。

経営スタイル (接客方式)	特 徴
①通年型	年間を通じて宿泊客を受入れる方式
②季節型	夏休み、冬休み、春休み、農閑期等期間を限定して営業する方式
③週末型	土曜日・日曜日、祝日に限定して営業する方式

4 客室等の活用計画をたてましょう

(1) どの部屋を活用するのか

客室として利用する家屋・部屋を決めましょう。

活用パターンとしては、以下のとおりですが、「静岡県農林漁家民宿」の客室面積要件(延床面積 33 m²未満)に適合するか確認してください。

- 活用パターン
- ① 空き部屋活用 (自宅の一室を活用)
- ② 別棟活用 (自宅の同一敷地内の別棟を活用)
- ③ 空き家活用 (実家等を活用)

(2) 改装に当たって・・・「豪華さ」より「清潔さ」をまず優先

「静岡県農林漁家民宿」は「ゆったりとした時間の中で、農林漁業体験や農山漁村の文化、歴史、暮らし等を実感し、学ぶことができる民宿」を目指しています。このため、定員については、簡易宿所営業の1客室当り有効面積 1.65 m²につき1人よりも余裕をもち、客室延べ床面積 3.3 m²につき1人程度とすることが望ましく、概ね9人までとしています。

小規模な民宿ですので、経営規模をよく理解して、初期投資はなるべく低く抑えることが重要です。

また、農林漁家民宿を利用するお客さんは、「田舎らしさ」を求めて訪れるため、ホテルや旅館のように部屋を改装する必要はなく、トイレやお風呂などの水廻りを清潔にしたり、食事提供をする場合に台所を改装したりする程度とし、最低限の投資に止めておくことをお勧めします。

5 農山漁村滞在型余暇活動のプログラムを検討しましょう

「静岡県農林漁家民宿」として開業するためには、余暇法の第2条第5項において「農山漁村滞在型余暇活動に必要な役務を提供する営業」と定義されている農山漁村ならではの余暇活動を提供する必要があります。

体験メニューとは、例えば、畑の野菜を収穫してもらったり、夕食時に郷土料理と一緒に調理したり、農山漁村の集落を案内する等が体験メニューになります。

体験メニューは、受入時期に対応させて整理(参考：農林漁家民宿イメージづくりワークシート)しておきましょう。その中でも、民宿の売りとなる目玉メニューを作っておくとPRに効果的になります。また、自らの体験メニューだけでなく、地域の他の体験施設や農林漁業者等と連携することで、より多彩で魅力的な体験メニューを作ることが可能となります。

◎体験メニューの一例

農林漁業体験	田植え、稲刈り、脱穀、精米 野菜収穫、果実収穫 きのこ菌打ち、間伐、下草刈り 地引網
農林水産物の加工・調理体験	そば・うどん打ち、こんにゃく作り、豆腐作り、郷土料理作り
農山漁村の生活及び文化体験	炭焼き、わら細工、竹細工、草木染、祭り、昔の遊び、風習・文化体験
農地・森林・漁場の案内	集落散策、里山散策

6 現状を整理するとともに地域との連携を検討しましょう

(1) 現状の課題を整理しましょう

民宿の魅力を高めていくためには、個人の努力だけでは限界があります。

以下のポイントについて課題を整理しましょう。

○ポイント1：家族内等の合意、役割分担はできていますか。

○ポイント2：体験等の役務の提供内容は、宿泊者を満足させることができる、人に説明できる（誇れる）ものになっていますか。

○ポイント3：地域の人々の理解は得られていますか。民宿を始めれば、地域に様々なお客様が訪れることとなります。民宿の営業について、予め周囲の人に説明する機会を作り、理解を求めましょう。

(2) 地域との連携を検討しましょう

農山漁村ならではの余暇活動サービスを提供する上で、そのメニューの充実を図るためには、地元の農林漁業者や事業者（直売所・レストラン等）、地元の文化や歴史を良く知る人、各種団体(NPO等)など、様々な活動団体・個人の方と共同して取り組んでいくことが必要です。

地元の方々との連携の可能性について幅広く検討することは、民宿経営の安定とともに、地域の活性化につながっていくものと思われます。

7 民宿のリスクを把握しましょう

農林漁家民宿は小規模ではありますが、旅館業法に定める簡易宿所営業であり、業として経営する以上は、想定される様々なリスク（危険性）を把握し、事前にその対処方法を定めておくことが重要です。

想定されるリスクには次のようなものがあげられます。

『想定されるリスク』

- 施設・設備のメンテナンス不足による事故
- 食中毒
- 火災・災害
- 交通事故・農林漁業体験中の事故
- 貴重品の紛失
- 個人情報の流出

こうした事態が発生した場合のことを想定し、万一の対応策を定めておきましょう。また、県が実施する農林漁家民宿を対象とした研修会に参加し、安全管理の対策や各種法令の改正状況等について、情報を入手するように努めてください。

『万一の事故に備えて』

- ◎ 応急手当のできる医薬品や資材の確保
- ◎ 警察(駐在所)・消防署・病院・役場等の緊急時連絡先リスト
- ◎ 保険への加入
旅館賠償責任保険、施設賠償責任保険、国内旅行傷害保険などの損害保険
- ◎ 貴重品の扱いやプライバシー確保についての「宿泊のルール」
など

8 自己診断チェックシートにより、開業の準備状況を確認しましょう

「静岡県農林漁家民宿自己診断チェックシート【開業支援用】」は、開業準備を進めるうえで、施設や設備管理、安全管理、衛生管理、ホスピタリティなどの必要な項目についてチェックを行うことで、改善項目の明確化や「気づき」を促し、開業時の品質レベルを確保しようとするものです。

40項目について、「満たしている」、「満たしていない」を自ら判断したうえで、満たしていない項目のうち、すぐに対応可能なものについては改善するよう努めてください。なお、全ての項目を満たしていなければ開業ができないというものではありません。

農林漁家民宿イメージづくりワークシート

作成年月日

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
農林漁業・加工の様子 (繁忙期、作業内容など)												
地域の様子 (季節のみどころ、祭り、花、遊び、体験など)												
その他来客の受入に配慮が必要なこと												
民宿営業時期												
民宿で提供・あっせんが可能な体験内容												
(*体験の種類 ①～⑤)												

*①農林水産業の体験 ②農林水産物の加工の体験 ③農林漁業、地域の生活・文化に関する知識の付与 ④農用地、森林、漁場の案内 ⑤体験施設の利用
⑥①～⑤のあっせん

静岡県農林漁家民宿自己診断チェックシート＜開業支援用＞

No	評価項目	自己診断項目	評価
1	事業認識	農林漁家民宿としての理念が明確である。	
2		その土地独自の資源を生かしている。	
3	社会性	人づきあいが好きで、それを楽しいと感じている。	
4		地域の人々とのネットワーク(交流・連携)が構築されている。	
5		近所づきあいを大切に、地域住民に対して配慮をしている。	
6	立地・環境	公共交通機関利用の場合や車でのアクセスがわかりやすい。	
7		民宿周辺は、ゴミなどがなく、清掃が行き届いている。	
8	屋外施設	民宿の入口から玄関までのアプローチや庭が、質感良く感じられる作りになっている。	
9		安全に駐車できるよう、十分なスペースを確保している。	
10	屋内施設	室内の清掃やメンテナンス(ドアの開閉・タンスの引き出し・備品等)が行き届いている。	
11		民宿内の共有スペースとプライベートスペースが分かれている(ドアの施錠の可否など)。	
12		シーツ・枕カバー等にほころび、しみ等がなく、常に清潔にしている(新品ということではない)。	
13		トイレ、洗面所、浴室は、清掃をこまめに行い清潔な状態を保つとともに、メンテナンスが行き届いている。	
14		トイレは、水洗式、又はそれに近い設備がある。	
15		洗面所の家族用のタオルや歯ブラシ等と宿泊客が使用するタオル等が明確に分離されている。	
16		浴室の施錠ができる。または使用状況がわかる工夫をしている。	
17		脱衣所の脱衣籠・ドライヤー・鏡・ゴミ箱などの備品が用意されている。	
18		テーブルや囲炉裏等の家具・調度品の清潔感が保たれ、整理整頓されている。	
19	玄関・廊下・客室・浴室・洗面所・トイレなどで、引き戸・手すり等の設置や段差解消を行っている。		
20	安全管理	消防署の指導に基づき、必要とされる設備(火災報知機、防火カーテン、誘導灯等)を適切に設置している。	
21		耐震診断を受けている(昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅の場合)。	
22		家具などに、転倒防止措置を実施している。	
23		地震、津波等の災害発生時の避難場所を理解し、誘導経路及び所要時間を確認している。	
24		消防署、病院、保険会社等の連絡名簿を作成している。	
25		救急箱(薬)があり、薬の在庫管理をしている。	
26		旅館賠償責任保険に加入している。	
27		懐中電灯、ラジオを備えるとともに、水・食料を備蓄している。	
28	窓・壁などの建物の破損や、壁紙の剥がれ、障子の破損等がないか確認している。		
29	ホスピタリティ	周辺の観光地や、その土地の歴史、文化、見所などの質問に答えられる。	
30		館内に周辺地域のパンフレットなどを用意している。	
31		自家製野菜や手作りの加工品などがある。	
32		地元の農林水産物や郷土料理を取り入れるなど、地域の特徴を生かすよう工夫している。	
33	体験メニュー	自然・文化・歴史等を活用した、その地域ならではの体験プログラムがある。	
34		体験時、事故等の緊急事態が発生した場合の対処方法(緊急連絡網)が明確になっている。	
35		各種体験において、担当者或いは責任者を明確に定めている。	
36	情報・案内	予約の電話が常に受けられるよう、電話がつかまらないことがないようにしている。	
37		インターネットのホームページを開設している。	
38	価格設定	宿泊費に何が含まれているか明確に説明できる。	
39		飲物代金や体験料金などが、明確に示されている。	
40	地域連携	農家レストランや農産物直売所、体験施設、観光施設などとの連携がとれている。	

※評価欄に「○」或いは「×」を記入してください。

第4 開業に向けた各種法令等の手続き

1 旅館業法に関すること

相談窓口：県保健所（県健康福祉センター）衛生薬務課
（静岡市、浜松市については、市保健所）

- 旅館業法第3条による簡易宿所営業許可を取得する必要があります。
- 「静岡県農林漁家民宿」の場合、ほぼ既存の住宅のままで営業許可が得られる場合もありますが、個別ケースで異なりますので、必ず、上記相談窓口にご相談してください。

『主な構造設備基準』

- 入浴設備：宿泊者の需要を満たすことができる適当な規模の入浴設備を有すること（近隣に公衆浴場がある場合は、この限りではない）。
- 洗面設備：宿泊者の需要を満たすことができる適当な規模の洗面設備を有すること。
- 便所：適当な数の便所を有すること。
- その他：適当な換気、採光、照明、防湿及び排水の設備を有すること。

※ なお、玄関内等にお客様と面接するための適当な設備（スペース）を必ず設けてください。

『手続』

- 事前相談【必要書類：民宿開業チェックシート、建物配置図、平面図、位置図】
- 旅館業法許可申請（県保健所の場合）
 - ・ 許可申請手数料 22,000 円
 - 必要書類：①旅館業許可申請書※
 - ②水道水使用証明書又は水質検査成績書
 - ③図面（地図、配置図、各階平面図(1/100以上)
 - ④法人の場合 定款又は寄付行為の写し
 - ⑤循環ろ過装置等を設置する場合 その概要書
 - ⑥衛生管理に係る計画書※
 - ⑦農林漁家民宿確認書写し
 - ⑧建築確認通知書の写し(建築確認が必要な場合は提示)
 - ⑨建築物検査済証の写し(建築確認が必要な場合は提示)
 - ⑩消防法令適合証明書（証明書が交付された場合は提示）
- ※ 様式は、静岡県庁ホームページからダウンロードできます。
- 営業開始後、申請の内容に変更があった場合には、手続が必要となることがありますので、保健所に御確認ください。

2 食品衛生法に関すること

相談窓口：県保健所（県健康福祉センター）衛生薬務課
（静岡市、浜松市については、市保健所）

- 食事の提供を行う（郷土料理体験式を除く）場合は、飲食店営業の許可を取得する必要があります。
- なお、飲食店営業の許可を取得した場合、営業用の調理室へは従事者以外は立ち入れないため、調理室を使ってお客様と共同調理体験を行うことはできませんので注意してください。
- 静岡県では、下記の条件をすべて満たす場合に限り、食品営業許可の営業施設基準の一部を緩和しています。

（（基準緩和の条件））

- ・「静岡県農林漁家民宿」基準に合致し、かつ「静岡県農林漁家民宿」の確認に関する事務取扱要領に基づく確認を受けていること。
- ・一度に提供する食事数が9食以下であること。
- ・食事を提供する範囲は当該施設における宿泊者に限ること。

※宿泊定員が10人以上で、飲食店営業の許可を取得したい場合は、各保健所に相談してください。

- 営業開始後に上記の条件を満たさなくなった場合は、速やかに通常の基準（緩和のない基準）を満たすように改修するか、もしくは飲食店営業を廃業しなければなりません。
- 詳細は保健所へ御確認ください。

『主な営業施設基準』

- 公衆衛生上の見地から営業施設の基準を規定しています。営業許可の取得には、この基準に合致した営業施設を整備しなければなりません。

※点線部分は上記条件を満たした場合の基準の緩和が適用されています。

[構造]

- 調理室：調理室は住居、客室等と区画されていること。衛生上支障がない場合は、区画は、カウンター、アコーディオンカーテン等による区分とすることができる。また、調理室は家庭用の台所と共用することができる。なお、調理室へは従事者以外が立ち入ることはできません。
- 内壁：隙間がなく、かつ、清掃しやすい構造であること。
- 床：清掃しやすい構造であること。
- 天井：隙間がなく、かつ、清掃しやすい構造であること。

*清掃しやすい構造とは、表面が平滑で、例えば汚れた場合にきれいにふき取れるような構造です。

[設備]

- 手洗設備：流水式洗浄設備と兼用することができる。ただし、手指消毒装置は設置すること。
- 洗浄設備：流水式洗浄設備は、1槽以上あること。
- 殺菌設備：ガスレンジや給湯設備などで殺菌できること。
- 温度計付き冷蔵庫：庫内の温度を測れること。
- 食品・添加物・器具・容器包装の保管設備：食品の取扱量、種類に応じたものであること。
器具等は肉用、野菜用など必要とされる種類、数を備えること。

『主な管理運営基準』

- 飲食店を営業していくうえで、営業施設の内外の清潔保持やねずみ、昆虫等の駆除など、講ずべき措置に関する基準を規定しています。
営業者は、この規準を遵守しなければなりません。
※静岡市及び浜松市では管理運営基準を独自に定めています。両市内で営業する方はそれぞれの市保健所へ御確認ください。

- ねずみ・昆虫の駆除記録：ねずみ族及び昆虫の駆除作業を年2回以上実施し、その記録を1年間以上保存すること。
- 井戸水等の検査の実施：水道水以外の水を使用する場合は、公的試験機関等が飲用に適すると認めた水であること。また、年1回以上水質検査を行い、その成績書を1年間以上保存すること。
- 井戸水等の殺菌装置の点検：水道水以外の水を使用し、殺菌装置又は浄水装置を設置している場合は、装置の作動状況を1日1回以上点検し、その記録を1年間以上保存すること。
- 食品取扱者の検便の実施：食品取扱者は年2回以上の検便を受け、その記録を1年間以上保存すること。

*上記の各検査等にかかる費用は営業者の負担となります。

『食品衛生責任者の設置』

- 飲食店の営業にあたっては、その施設ごとに食品衛生に関する責任者（以下、食品衛生責任者という。）を置かなければなりません。
食品衛生責任者は、その施設の営業に従事するものであって、栄養士、調理師、製菓衛生師などの一定の資格を有することが条件になります。また、これらの定められた資格を持っていない場合でも、知事が指定する講習を修了することで、食品衛生責任者として認められます。

《知事が指定する講習の概要》

講習会の名称	実施団体	講習時間	講習料
食品衛生責任者養成講習会	(一社)静岡県食品衛生協会	6時間	11,000円

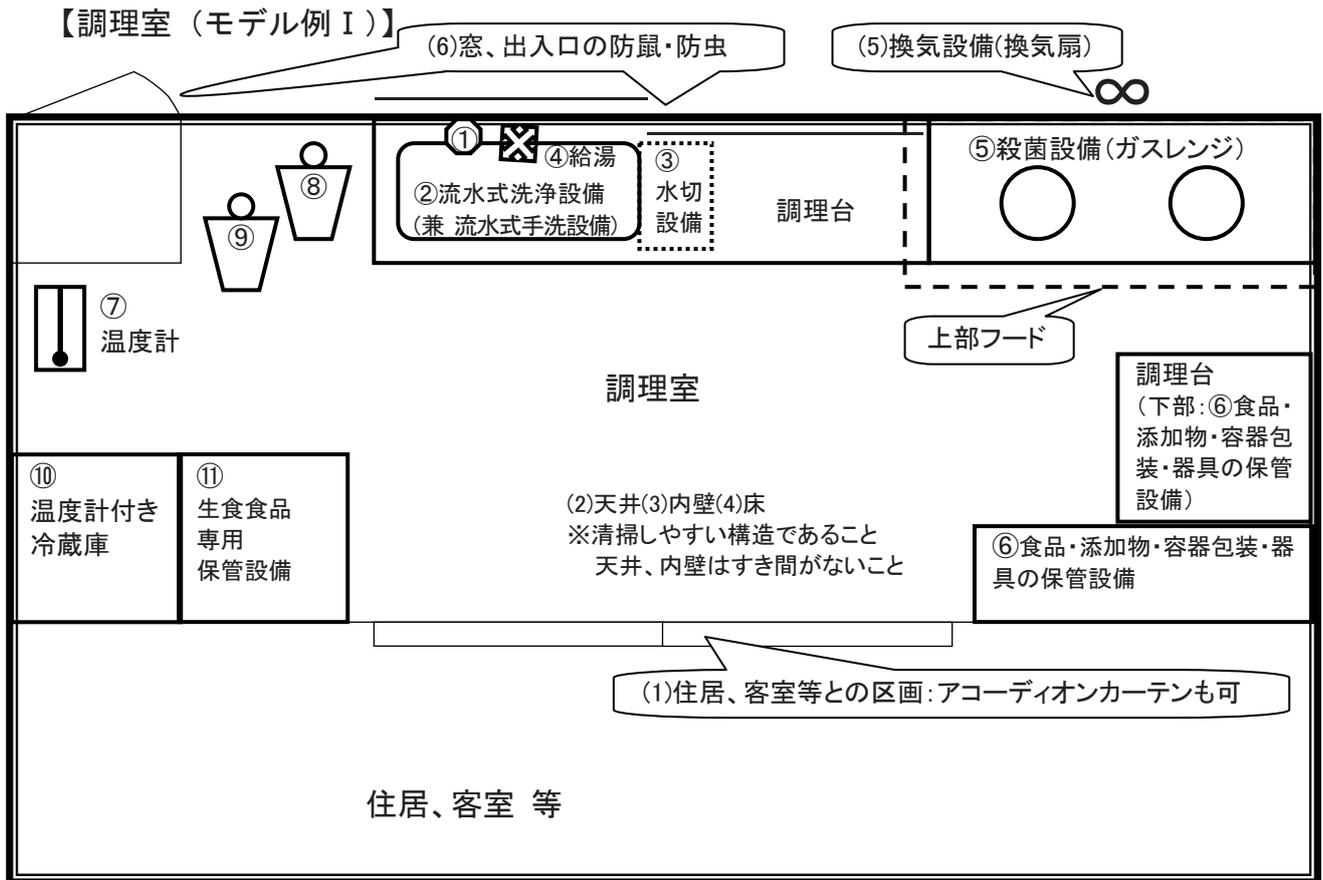
- * 具体的には、(社)静岡県食品衛生協会の支所単位で開催しています。
講習会の開催日時・会場等は(一社)静岡県食品衛生協会のホームページ(<http://www.shizushokukyou.or.jp>)で御確認ください。

『手続』

- 事前相談【必要書類：民宿開業チェックシート、建物配置図、平面図、位置図】
- 飲食店営業許可申請
 - ・ 許可申請手数料 16,000円
 - 必要書類：①営業許可申請書
 - ②営業設備の構造を記載した図面
 - ③水道水以外の場合、最近6ヶ月以内に行った使用水の試験成績書
 - ④申請者が法人の場合、定款
 - ⑤食品衛生責任者設置届出書（新規許可申請の場合のみ）
 - ⑥「静岡県農林漁家民宿」確認書写し
- 営業開始後、申請の内容に変更があった場合には、手続が必要となる場合がありますので、保健所に御確認ください。

『営業許可の有効期間』

- 営業許可の有効期間は5年です。5年毎に営業許可を継続するための手続（継続許可申請）を行う必要があります。
 - ・ 継続許可申請手数料 8,000円



※詳細は、保健所に御確認ください。

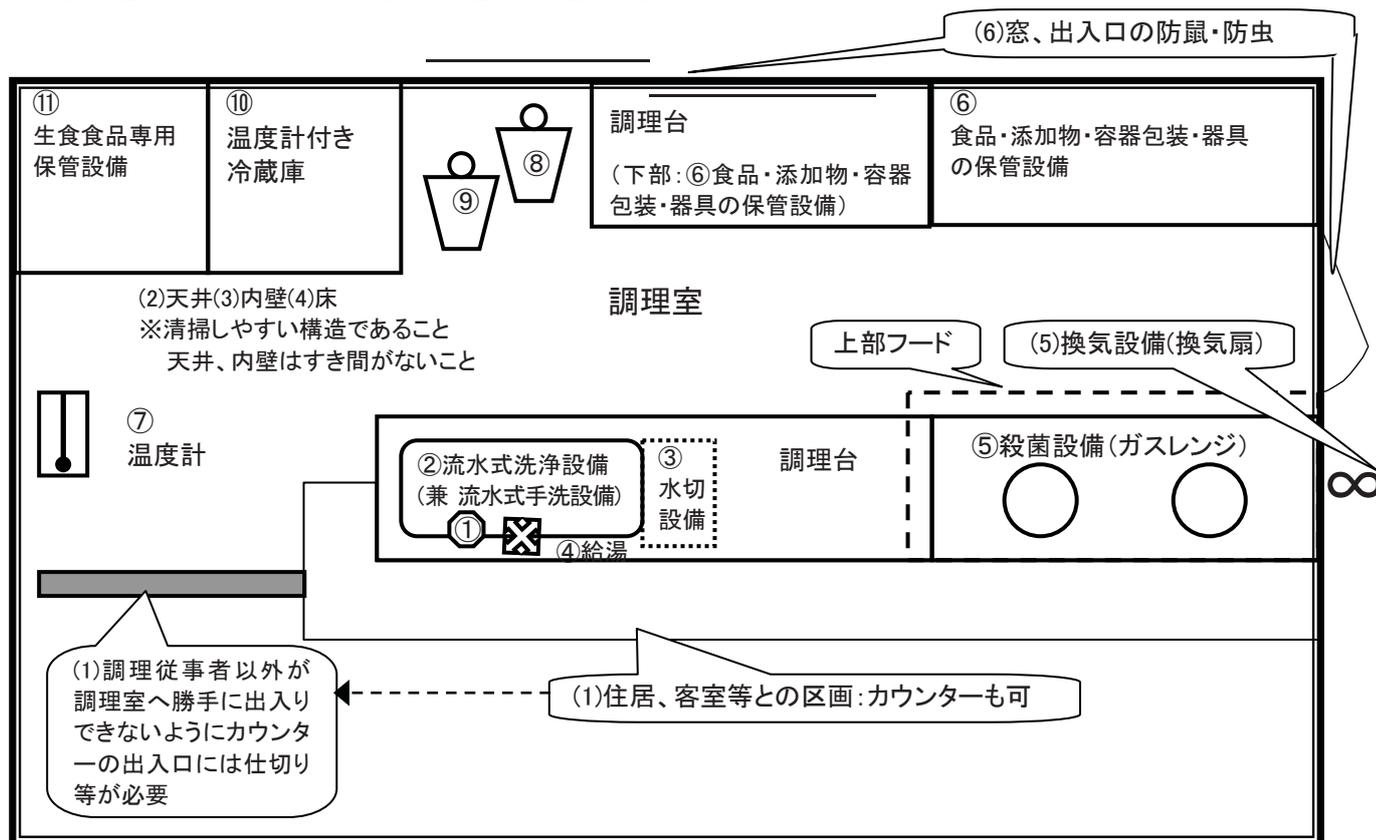
<構造>

- (1)住居、客室等と区画されていること。区画はカウンターやアコーディオンカーテンによる区分でも可とする。
- (2)天井、内壁、床は清掃しやすい構造であること。
- (3)換気が十分できる構造で、熱蒸気が著しく発生する場所に換気装置があること。
- (4)窓、出入口、排水口その他必要な場所に、防鼠・防虫の設備があること。
- (5)排水口は衛生上適切な構造であること。
- (6)明るさは、作業台面では 100 ルクス以上、食品保管設備では 20 ルクス以上あること。
- (7)更衣設備は調理室の外にあること。
- (8)便所は営業施設に影響しない構造であること。便所には手指消毒装置及び流水式手洗設備があること。
- (9)水道水又は飲用適の水を豊富に供給できる設備があること。飲用適の水の水源は不潔な場所に位置せず、外部からの汚染を防げる構造であること。

<設備>

- ①手指消毒装置
- ②流水式手洗設備:流水式洗浄設備と兼用することができる。
- ②流水式洗浄設備:1槽以上とすることができる。
- ③水切り設備:器具等を衛生的に水切りできる設備。
- ④給湯設備
- ⑤殺菌設備:ガスレンジや給湯設備など熱や薬剤等で殺菌できる設備。
- ⑥食品・添加物・容器包装・器具の保管設備:食品の取扱量、種類に応じたものであること。器具等は肉用、野菜用など必要とされる種類、数を備えること。
- ⑦温度計:見やすい箇所に設置すること。
- ⑧廃棄物容器:汚水、臭気もれないこと。耐水性であること。
- ⑨有毒廃棄物容器:ふぐ等の有毒部分を廃棄する場合に限る。有毒物と朱記すること。
(※ふぐを処理する場合には、別途、ふぐ処理師の資格や登録が必要です。事前に保健所へ御相談ください。)
- ⑩温度計付き冷蔵庫
- ⑪生食食品専用保管設備:調理した生食食品を保管する設備。生食食品を保管する場合に必要。ただちに提供する場合は省略可。

【調理室（モデル例Ⅱ）】（調理室と客席をカウンターで区画する場合）



詳細は、保健所に御確認ください。

<構造>

- (1)住居、客室等と区画されていること。区画はカウンターやアコーディオンカーテンによる区分でも可とする。
- (2)天井、内壁、床は清掃しやすい構造であること。
- (3)換気が十分できる構造で、熱蒸気が著しく発生する場所に換気装置があること。
- (4)窓、出入口、排水口その他必要な場所に、防鼠・防虫の設備があること。
- (5)排水口は衛生上適切な構造であること。
- (6)明るさは、作業台面では 100 ルクス以上、食品保管設備では 20 ルクス以上あること。
- (7)更衣設備は調理室の外にあること。
- (8)便所は営業施設に影響しない構造であること。便所には手指消毒装置及び流水式手洗設備があること。
- (9)水道水又は飲用適の水を豊富に供給できる設備があること。飲用適の水の水源は不潔な場所に位置せず、外部からの汚染を防げる構造であること。

<設備>

- ①手指消毒装置
- ②流水式手洗設備:流水式洗浄設備と兼用することができる。
- ②流水式洗浄設備:1槽以上とすることができる。
- ③水切り設備:器具等を衛生的に水切りできる設備。
- ④給湯設備
- ⑤殺菌設備:ガスレンジや給湯設備など熱や薬剤等で殺菌できる設備。
- ⑥食品・添加物・容器包装・器具の保管設備:食品の取扱量、種類に応じたものであること。器具等は肉用、野菜用など必要とされる種類、数を備えること。
- ⑦温度計:見やすい箇所に設置すること。
- ⑧廃棄物容器:汚水、臭気もれないこと。耐水性であること。
- ⑨有毒廃棄物容器:ふぐ等の有毒部分を廃棄する場合に限る。有毒物と朱記すること。
(※ふぐを処理する場合には、別途、ふぐ処理師の資格や登録が必要です。事前に保健所へ御相談ください。)
- ⑩温度計付き冷蔵庫
- ⑪生食食品専用保管設備:調理した生食食品を保管する設備。生食食品を保管する場合に必要。ただちに提供する場合は省略可。

3 都市計画法に関すること（市街化調整区域の場合）

相談窓口：各市町開発許可担当課

『主な取り扱い基準』

- 市街化調整区域は市街化を抑制すべき区域であり、新たに民宿を建築したり、既存の住宅の一部を民宿に変えたりすることは原則として禁止されています。
- 現に住宅の用に供している建物の一部などを利用して「静岡県農林漁家民宿」を開業しようとする場合、開発許可等の処分庁（各市町開発許可担当課）から都市計画法第43条第1項の許可を受ける必要があります。

『手続』

- 「静岡県農林漁家民宿」開業予定の場所が市街化調整区域である場合は、都市計画法上の許可が必要となりますので、各市町開発許可担当窓口にご相談してください。

『参考』・ ・ 市街化調整区域のある市町

静岡市、浜松市、沼津市、富士市、三島市、富士宮市、焼津市、藤枝市、御殿場市、磐田市、裾野市、湖西市、伊豆の国市、函南町、清水町、長泉町、小山町

- 静岡市、浜松市、沼津市、富士市においては、各市の許可基準に基づき許可を行っています。
- 上記4市以外の市町においては、静岡県開発審査会の包括承認基準28（11ページ参照）に適合しており、処分庁が市町の土地利用上支障がないとして許可する場合には、民宿への用途変更が可能となります。また、包括承認基準28に適合しない場合（個人以外の者が開業者となる場合や、開業者自ら居住の用に供する建築物以外を利用して開業する場合など）については、処分庁が許可相当と判断し、静岡県開発審査会の議を経た場合に、民宿への用途変更が可能となります。

※ なお、許可に当たっては、農林漁家民宿への用途変更が当該市町の予定地で行われても支障がないかどうかを、周辺の土地利用状況等と当該農林漁家民宿の営業形態に応じて個別に審査しますので、例えば生活排水が周辺の生活環境に影響を及ぼすおそれがあると市町が判断した場合は、合併処理浄化槽の設置等を条件にすることがあります。

4 消防法に関すること

相談窓口：各市町の消防本部等

- 消防法関係法令では、万一の火災発生に備え、消防用設備等の設置や宿泊客の避難設備及び防災管理体制などについて基準を定めています。
- 増改築を行わない場合であっても、簡易宿所等への用途変更を行い、旅館業の営業許可を取得するには、消防用設備等の基準を満たしているかについて、所管の消防本部の確認が必要となります。

『主な構造設備基準』

- 1 「民宿用途面積（※1） $\leq 50 \text{ m}^2$ 」かつ「民宿用途面積 $<$ 住宅用途面積」

⇒ 【一般住宅扱い】・・・**住宅用火災警報器**

- 2 「民宿用途面積 $\leq 50 \text{ m}^2$ 」かつ「民宿用途面積 $>$ 住宅用途面積」

⇒ 【民 宿】・・・
防火対象物使用開始届出書の提出
防災物品の使用（カーテン・じゅうたん等）
誘導灯・誘導標識（※2）
自動火災報知設備

※ 民宿用途面積と住宅用途面積が等しい場合には複合用途防火対象物となり、3と同じ扱いになります。

- 3 「民宿用途面積 $> 50 \text{ m}^2$ 」

全体の面積に関わらず必須	①防火対象物使用開始届出書 ②防災物品の使用（カーテン・じゅうたん等） ③誘導灯・誘導標識（※2） ④自動火災報知設備
用途面積が 150 m^2 以上の場合	上記に加えて ⑤消火器

『手続』

- 事前相談【必要書類：民宿開業チェックシート、建物配置図、平面図、位置図】
- 消防法令適合通知書交付申請
(上記1については、一般住宅扱いのため、消防法令適合通知書は必要ありません)

※1 民宿用途面積は、民宿用途専用部分の床面積に、一般住宅と共用する部分の床面積を各々の専用部分の床面積で按分した面積を加えたものとなります。

【民宿用途面積の算出方法例】 ※計測は建築基準法による

- ・ A 民宿専用面積＝①＋②＝20 m²
- ・ B 住宅専用面積＝③＋④＝30 m²
- ・ C 共用面積＝⑤＋⑥＋⑦＋⑧＋⑨＋⑩＝50 m²
- ・ D 全体の面積＝A＋B＋C＝100
- ・ E 民宿用途面積＝ $A + C \times A / (A + B) = 20 + 50 \times 20 / (20 + 30) = 40 \text{ m}^2$
- ・ F 住宅用途面積＝ $B + C \times B / (A + B) = 30 + 50 \times 30 / (20 + 30) = 60 \text{ m}^2$

⑤台所 6畳 10 m ²	④自室 8畳 13 m ²	⑧ト イレ 4 m ²	⑨風呂 8 m ²
⑥居間・食堂 6畳 10 m ²			⑩玄関 8 m ²
③自室 10畳 17 m ²	⑦廊下 10 m ²		
	①客室 6畳 10 m ²	②客室 6畳 10 m ²	

※2 避難階における誘導灯・誘導標識について

下記（1）から（3）までの条件のすべてに該当する場合には、誘導灯及び誘導標識の設置を要しないものとする。

（1）次の①又は②に該当すること。

- ① 各客室から直接外部に容易に避難できること。
- ② 建物に不案内な宿泊者でも各客室から廊下に出れば、夜間であっても迷うことなく避難口に到達できること等簡明な経路により容易に避難口まで避難できること。

（2）民宿等の外に避難した者が、当該民宿等の開口部から3 m以内の部分を通らずに安全な場所へ避難できること。

（3）民宿等において、その従業者が、宿泊者等に対して避難口等の案内を行うこととしていること。

【参考】

1 避難階以外における誘導灯・誘導標識について

- ・ 主要な避難口を容易に見通しかつ認識でき、当該避難口に至る歩行距離10m以下である場合は避難口誘導灯の設置を要しない。
- ・ 主要な避難口又はこれに設ける避難口誘導灯を容易に見通しかつ識別することができ、当該避難口に至る歩行距離が30m以下である場合は通路誘導灯の設置を要しない。
- ・ 主要な避難口を容易に見通しかつ認識でき、当該避難口に至る歩行距離30m以下である場合は誘導標識の設置を要しない。
- ・ 階段・傾斜路については、階段通路誘導灯の設置が必須。（建築基準法による非常用の照明装置を設置することで代替可能）

【用語説明】

- **避難階**⇒直接地上へ通ずる出入口のある階をいう。一般的には1階であるが、傾斜地等の場合は、他の階が避難階になることもある。
- **直接外部に容易に避難ができること**
⇒すべての客室において、他の室を経由することなくガラス戸等を開けることにより容易に外に避難できることをいう。なお、ガラス戸部分に腰壁がある場合、雨戸等により当該建物に不案内な宿泊者が外部であることを判断できない可能性がある場合等の避難に支障がある場合は適用できないこと。
- **夜間であっても迷うことなく避難口に到達できること**
⇒当該建物の宿泊者が各客室から廊下又は通路に出た際に、避難口を容易に見とおし、かつ、識別することができる必要があり、各客室から避難口に通ずる廊下又は通路に曲り角等がないこと。

5 建築基準法に関すること

相談窓口：静岡市、浜松市、沼津市、富士市、富士宮市、焼津市（全ての建築物）・・・各市建築担当課
伊東市、三島市、御殿場市、裾野市、藤枝市、島田市、磐田市、掛川市、袋井市、湖西市（小規模建築物のみ）・・・各市建築担当課
上記以外・・・県土木事務所建築担当課

- 民宿は、原則として建築基準法上「旅館」として扱われますが、以下の要件を満たせば、「旅館」に該当しないことになります。
- 建物を新築、増築等する場合、あるいは既存の住宅を民宿に用途変更し、その用途面積が 200 m²を超える場合には、建築確認申請の手続きが必要となる場合があります。

『主な構造設備基準』

- 1 次のいずれにも該当する場合は、旅館に該当せず、住宅として扱われます。
（国土交通省住宅局建築指導課長 平成 17 年 1 月 17 日付け国住指第 2496 号）
 - (1) 住宅の一部を農林漁家民宿として利用すること。
（住宅敷地内の離れを利用する場合も可）
 - (2) 客室の床面積の合計が 33 m²未満である場合（客室の延床面積の算定は「壁、柱等による区画の中心線で囲まれた部分」となります）。
 - (3) 各客室から直接外部に容易に避難できる等避難上支障がないと認められること。

※ 上記相談窓口に、この条件に該当するかどうか相談してください

- 2 昭和 56 年より以前に建てられた建物については、現行の耐震基準を満たしていない場合がありますので、耐震診断、耐震改修をお勧めします。

『手続』

- 事前相談【必要書類：民宿開業チェックシート、建物配置図、平面図、位置図】
 - ※ 客室の延床面積の合計が 33 m²未満であり、建築確認申請が必要ない場合でも、避難上支障がないかどうか、図面等により確認する必要があります。
この時点で了解を得てください。

【参考】

次のような場合は、建築確認の申請を行い確認済証の交付を受ける必要があります。詳しくは上記相談窓口にご相談ください。

① 新築、増築、改築、大規模な修繕・模様替えをする場合

〔建物の構造や規模により申請が必要となる場合が異なります。なお、都市計画区域内において新築、増築（防火・準防火地域外において10㎡未満である場合を除く）する場合は、申請が必要です。〕

② 既存の住宅を用途変更することにより、民宿の用途面積が200㎡を超える場合

6 水質汚濁防止法に関すること

相談窓口：東部・中部・西部健康福祉センター

申請窓口：各市町

(静岡市、浜松市、沼津市、富士市の相談窓口、申請窓口は各市環境保全担当課)

- 「静岡県農林漁家民宿」の開業には、既存の施設等を使う場合でも、ちゅう房施設、洗たく施設、入浴施設の特定施設がある場合には、水質汚濁防止法第 5 条第 1 項の規定により「特定施設設置届出書」を提出する必要があります。
- 下水道を使用している場合、「特定施設設置届出書」の提出が不要の場合がありますが、個別ケースで異なりますので、必ず、上記相談窓口にご相談してください。

【特定施設】・・・「厨房施設」「洗濯施設」「入浴施設」

『手続』

- 事前相談【必要書類：施設図面、排水処理設備の図面】
開業の 60 日以上前に提出する必要があります。
開業期日を決めて御相談ください。
- 申請手数料は無料です。

『その他』

- 受理書の交付後、特定施設設置届出書に記載した使用開始予定日から営業を開始できます。

7 浄化槽法に関すること

相談窓口：賀茂・東部・中部・西部健康福祉センター

(静岡市、浜松市、沼津市、富士市は各市浄化槽担当課)

※ 建築確認申請を伴う場合や構造基準に関する場合は、建築基準法に関する相談窓口が担当になります。

- 『農林漁業体験民宿』は、これまで、建築基準法上「旅館」として扱われてきましたが、平成17年1月17日付け国土交通省住宅局建築指導課長通知により、客室の延床面積の合計が33㎡未満の小規模なもので避難上支障がなければ、「旅館」に該当しないことになりました。
- これにより、「静岡県農林漁家民宿」基準に基づく農林漁家民宿であり、かつ、避難上支障がないと判断される場合については、浄化槽の大きさの算定は住宅施設にかかる算定によることとなりますので、民宿の定員(人)分に係る浄化槽の増設の必要はなくなりました。

『構造基準（処理対象人員算定基準）』

浄化槽の大きさは、利用者数に対して、大きすぎても小さすぎても良くありません。算定に当たっては、建築基準法に関する窓口に御相談ください。

1 住宅の場合の算定基準

建築用途		処理対象人員	
		算定式	算定単位
住宅施設	A ≤ 130 ㎡の場合	n = 5	n : 人員 (人)
	130 ㎡ < A の場合	n = 7	A : 延面積 (㎡)

2 宿泊施設（簡易宿泊所）の場合の算定基準

建築用途		処理対象人員	
		算定式	算定単位
宿泊施設	簡易宿泊所	n = P	n : 人員 (人) P : 定員 (人)
住宅と宿泊 共用の場合	住宅用途面積 130 ㎡ 以下	n = P + 5 (人)	n : 人員 (人) P : 定員 (人)
	住宅用途面積 130 ㎡ 超	n = P + 7 (人)	n : 人員 (人) P : 定員 (人)

※ 旅館業法において旅館に該当する場合は、上記によらず別途の算定式となります。

『手続』

- 浄化槽を新設する場合は、浄化槽設置届が必要です。
(建築確認申請を伴う場合は、建築確認申請書への添付となります。建築基準法に関する窓口に御相談ください。)
- 浄化槽の使用開始後、30 日以内に使用開始報告書を提出してください。また、届出後、変更や廃止をしようとする時は、窓口まで御相談ください。

『お願い』

○ 浄化槽管理者の3つの決まりごと！

浄化槽は、微生物の働きによって水をきれいにする施設ですので、適正に維持管理を行わないと浄化槽(微生物)の機能を十分に発揮させることはできません。

この場合、河川・湖沼には汚れた水がそのまま流れ出してしまうことになり、水質汚濁の原因となってしまいます。

このため、浄化槽管理者には、浄化槽法で定期的な保守点検と清掃の実施、また、これらが適正に行われているかを確認するため、年に1度の法定検査の受検が義務付けられています。

浄化槽管理者は、浄化槽を適正に維持管理していくために、①保守点検、②清掃、③法定検査を必ず実施してください。

○ 「単独処理浄化槽」を設置している方は、「合併処理浄化槽」へ転換しましょう！

「単独処理浄化槽」はトイレの排水だけを処理し、台所や洗濯、風呂などから流す生活雑排水は処理していません。

水環境を守ることを目的として、平成12年に浄化槽法が改正され、単独処理浄化槽の新設は原則として禁止され、既に設置されている単独処理浄化槽の管理者は合併処理浄化槽への転換等に努めるものとされました。

単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への付け替えに対して、補助を行っている市町もありますので、積極的な合併処理浄化槽への転換をよろしくお願ひします。

第5 民宿運営に関連する法令等

1 旅行業法に関すること

相談窓口：県文化・観光部観光交流局観光政策課

『規制緩和』

○「農家民宿が自ら宿泊者に対して行う農業体験サービスに関する旅行業法上の解釈の明確化について」（平成15年3月20日付け国総観旅第526号）

□農家民宿が自ら提供する運送・宿泊サービス（これに農業・農林体験ができる農業体験サービスを付加する場合を含む。）を販売することは、代理、媒介、取次、利用のいずれにも該当しないことから、旅行業に該当しない。

『旅行業とは』・報酬を得て、旅行業務（旅行者のために運送・宿泊サービスの代理・媒介・取次等をする事）を取り扱うことを事業としていること。

【参考】 旅行業法に抵触する行為の例

- 1 農家民宿までの送迎、又は農業体験サービス提供場所への輸送手段として、自らの所有する車両を使用せず、バス会社等へバス等を手配し、対価を得ること。
- 2 他の宿泊施設へ宿泊することについて、その施設に代理して旅行者と契約を結び、媒介、取次ぎをすること。
(例えば、
 - ・収容以上の宿泊希望者があった場合に近くの宿泊施設に泊まってもらうため、あらかじめ宿泊施設と提携しておき、宿泊手続きを民宿にてとること
 - ・何軒かの農家民宿がグループとなり、共同で募集し、一括して旅行者と契約を結ぶこと))
- 3 他の宿泊施設への宿泊も含んだパッケージツアー等を組んで販売すること。(例えば、1泊目は農家民宿、2泊目は旅館など)

2 道路運送法に関すること

相談窓口：国土交通省中部運輸局静岡運輸支局（電話番号：054-261-2898）

『規制緩和』

- 「宿泊施設及びエコツアー等の事業者が宿泊者及びツアー参加者を対象に行う送迎のための輸送について」（平成23年3月31日付け国自旅第239号）
 - 1 農家民宿等を含めた宿泊施設が、その宿泊者を対象に行う送迎のための輸送（送迎の途中で、送迎の一環として、観光地等の周遊案内を行う場合を含む。）については、当該宿泊施設における宿泊サービスの一環として行われるものであって、送迎を利用するものと利用しないものとの間に明らかな宿泊料金の差がない場合等、ガソリン代等の実費を含め、送迎に係る運送の対価を収受していない場合には、道路運送法に基づく旅客自動車運送事業の許可を要しない。
 - 2 1の「送迎のための輸送」とは、当該宿泊施設の利用のため又は当該宿泊施設からの出発のために、宿泊施設の最寄りの駅又はこれと準ずる場所と当該宿泊施設との間で行われる輸送を言う。なお、「最寄りの駅又はこれと準ずる場所」であるか否かの基準は地域の事情によって異なると考えられ、社会通念上最寄りであるか否かが判断基準となるが、拡大解釈されるべきではない。
 - 3 1の「送迎の途中で、送迎の一環として、観光地等の周遊案内を行う場合」とは、周遊案内を伴わない送迎の場合に通常選択されると考えられる一般的な経路を逸脱しない範囲で行われる輸送をいう。
 - 4 1の「当該宿泊施設における宿泊サービスの一環」とは、当該宿泊施設における本格的なサービスである宿泊サービスと輸送が密接不可分で、その業務過程の中に包摂され、輸送が独立性を有しないものであるということの意味するものである。

3 『農林漁業体験民宿』登録制度に関すること

登録機関：財団法人都市農山漁村交流活性化機構（愛称「まちむら交流きこう」）
（電話番号：03-4335-1984、URL：https://www.kouryu.or.jp）
：株式会社百戦錬磨 東京オフィス 農林漁業体験民宿登録推進チーム
（電話番号：03-6206-9176、URL：https://www.hyakuren.org）

『農林漁業体験民宿』とは、農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律（以下「余暇法」という。）第2条第5項が規定する『施設を設けて人を宿泊させ、農山漁村滞在型余暇活動に必要な役務を提供する』宿です。

『農林漁業体験民宿』の登録は、余暇法第16条に基づく制度で、農林水産大臣から「登録実施機関」の登録を受けた、上記2団体が行っています。『農林漁業体験民宿』の登録条件及び申請手順は次のとおりです。

1 登録の条件

(1) 余暇法施行規則第2条に基づく「農山漁村滞在型余暇活動に必要な役務」を提供すること

- ア 農作業、森林施業・林産物生産採取、漁撈・水産動植物養殖の体験指導
- イ 農林水産物の加工または調理の体験指導
- ウ 地域の農林漁業または農山漁村の生活・文化に関する知識の付与
- エ 農用地・森林・漁場その他の農林漁業資源の案内
- オ 農林漁業体験施設等を利用させる役務
- カ 前各号に掲げる役務の提供の斡旋

(2) 余暇法施行規則第14条（農林漁業体験民宿業者の登録基準）に従って営業を行うこと

「登録基準」・・・【参考資料】を参照。

- ・農山漁村滞在型余暇活動に必要な役務の提供に関する事項
- ・利用者の生命または身体について損害が生じた場合における当該損害をてん補する措置に関する事項
- ・地域の農林漁業者との調整に関する事項
- ・その他の事項

2 登録までの流れ

①申請 → ②受付・審査 → ③決定 → ④登録 → ⑤登録証・標識送付

(1) 申請（必要書類等の提出・登録料等の納入）

登録に当たっては、必要事項を記載した登録申出書をはじめ要件確認等のための次の書類等を当機構に提出ください。

- ア 登録申出書（収入印紙 15,000 円分を添付）
- イ 標識借受申出書・登録費用振込先連絡票
- ウ 旅館業法に基づく「営業許可書」コピー又は、住宅宿泊事業法規則に規定する「届出番号の通知」コピー
- エ（食事提供する場合）食品衛生法に基づく「飲食店営業許可証」コピー
- オ（船舶で漁撈体験させる場合）遊漁船業法に基づく「都道府県知事からの通知」コピー
- カ 旅館賠償責任保健等「加入者証」コピー
- キ ホームページ等広報用アンケート票
- ク 写真（データ転送可）①建物外観 ②夕食メニュー又は入浴施設
③体験指導・地域案内の様子

3 費用

1) 初回登録時の必要経費

- ① 登録手数料：新規登録者の審査手続等（2,000 円）
- ② 標識貸出料：登録標識の貸出（10,000 円／登録廃止までの貸出）

2) 登録した翌年からも必要な費用

- ① 年会費：更新費用（機構 Web サイトで宿情報を PR。随時マスメディア等へも
広報）（2,000 円／年）
- ② 保険料：登録者専用の損害保険制度（実費）
（地元保険会社が提供する保険に個別加入している場合は不要です）

※ 詳細はそれぞれの団体にお問合せください。

【参考】 余暇法施行規則 14 条

余暇法第 16 条第 1 項の農林水産省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- 1 農山漁村滞在型余暇活動に必要な役務の提供に関する事項
 - イ 農山漁村滞在型余暇活動に使用する施設の適切な管理その他の事故防止のために必要な措置が講じられていること。特に漁ろう等の体験の指導等を水上で行うときは、注意すべき事項について利用者に事前に十分な説明が行われていること。
 - ロ 役務の提供に必要な人員が適切に配置されていること。
 - ハ 事故が発生したときその他の緊急時における迅速な対応のための体制が整備されていること。
 - ニ 宿泊に関する役務及び自らまたは斡旋により提供する農山漁村滞在型余暇活動に必要な役務の内容及び料金が利用者に明示されていること。
 - ホ 斡旋により農山漁村滞在型余暇活動に必要な役務を提供する場合においては、その役務はこの条に規定する措置その他これに準ずる措置を講ずると見込まれる者が提供するものであること。
 - ヘ 利用者に農林水産物の加工若しくは調理の体験の指導または食事の提供を行うときは、地域の農林水産物の積極的な活用が図られていること。
- 2 利用者の生命または身体について損害が生じた場合における当該損害をてん補する措置に関する事項

利用者の生命または身体について損害が生じた場合におけるその損害をてん補する保険契約又は共済契約（この号において「保険契約等」という。）を締結していること。ただし、保険契約等を締結することが適当でない場合であって、利用者が保険契約等の締結の申込みをするために必要な書類を宿泊施設に備え付けているときは、この限りではない。
- 3 地域の農林漁業者との調整に関する事項
 - イ 農山漁村滞在型余暇活動に必要な役務の提供に当たり、地域の農林漁業と調和のとれた農用地、森林、漁場等の利用に努めること。
 - ロ 利用者が農山漁村滞在型余暇活動を行う際に地域の農林漁業に支障を来すことのないように、農用地、森林、漁場等への立入りに関し注意すべき事項について適切に指導を行うこと。
 - ハ 農山漁村滞在型余暇活動に必要な役務の提供の方法等について地域の農林漁業者から協議の申出があった場合には、迅速かつ適切に対応すること。
- 4 その他の事項
 - イ 農用地、森林、漁場等の案内を行う場合には、希少な野生動植物の生態に悪影響を及ぼすことのないように配慮すること。
 - ロ 地域の農山漁村滞在型余暇活動に関する情報の収集及び提供に努めること。
 - ハ 利用者から苦情があったときは、迅速かつ適切に対応すること。

第6 参考資料

1 相談窓口一覧

(1) 「静岡県農林漁家民宿」に関する相談窓口

※ 全体相談及び「静岡県農林漁家民宿」の確認を担当する部署

区分	窓 口	電話番号
農林事務所	賀茂農林事務所地域振興課	0558-24-2079
	東部農林事務所地域振興課	055-920-2161
	富士農林事務所生産振興課	0545-65-2192
	中部農林事務所地域振興課	054-286-9281
	志太榛原農林事務所地域振興課	054-644-9224
	中遠農林事務所地域振興課	0538-37-2283
	西部農林事務所地域振興課(天竜区を除く)	053-458-3522
	西部農林事務所天竜農林局地域振興課	053-926-2139
本庁	文化・観光部観光政策課	054-221-3617

(2) 旅館業法及び食品衛生法に関すること

※ 旅館業の営業許可、食品営業許可を担当する部署

区分	窓 口	電話番号
保健所	賀茂健康福祉センター衛生薬務課	0558-24-2057
	〃 松崎支援室	0558-42-0262
	熱海健康福祉センター衛生薬務課	0557-82-9115
	東部健康福祉センター衛生薬務課	055-920-2107
	〃 修善寺支所	0558-72-2310
	御殿場健康福祉センター衛生薬務課	0550-82-1223
	富士健康福祉センター衛生薬務課	0545-65-2620
	中部健康福祉センター衛生薬務課	054-644-9283
	〃 榛原分庁舎	0548-22-1151
	西部健康福祉センター衛生薬務課	0538-37-2245
	〃 掛川支所	0537-22-3262
〃 浜名分庁舎	053-594-3661	
本庁	健康福祉部 衛生課 (生活衛生班)	054-221-3281
	〃 (食品乳肉衛生班)	054-221-2446
※ 静岡市、浜松市については、市保健所が窓口になります。		

(3) 消防法に関すること

※ 消防法令適合通知書の交付を担当する部署

区分	窓 口	電話番号
本庁	危機管理部 消防保安課	054-221-2074
※ 各市町の消防局或いは消防本部が窓口になります。		

(4) 建築基準法に関すること

※ 建築確認、建築指導を担当する部署

区分	窓 口	電話番号
土木事務所	下田土木事務所都市計画課	0558-24-2109
	熱海土木事務所都市計画課	0557-82-9191
	沼津土木事務所建築住宅課	055-920-2224
	島田土木事務所建築住宅課	0547-37-5273
	袋井土木事務所建築住宅課	0538-42-3294
	浜松土木事務所建築住宅課	053-458-7283
本庁	くらし・環境部 建築安全推進課	054-221-3345
※ 1 静岡市、浜松市、沼津市、富士市、富士宮市、焼津市の場合は、各市役所の建築担当課が窓口になります。		
※ 2 伊東市、三島市、御殿場市、裾野市、藤枝市、島田市、磐田市、掛川市、袋井市、湖西市の場合は、木造等の小規模な建物に限り、各市役所の建築担当課が窓口になります。		
※ 3 上記※ 1, 2 以外の場合にあっては、土木事務所の建築担当課が窓口になります。		

(5) 都市計画法に関すること

※ 市街化調整区域における開発（建築）行為の許可等を担当する部署

区分	窓 口	電話番号
静岡市	開発指導課	054-221-1118
浜松市	土地政策課	053-457-2373
沼津市	まちづくり指導課	055-934-4761
富士市	土地対策課	0545-55-2796
三島市	都市計画課	055-983-2632
御殿場市	都市計画課	0550-82-4222
裾野市	まちづくり課	055-995-1856
富士宮市	都市計画課	0544-22-1167
焼津市	都市デザイン課	054-626-2162
藤枝市	都市政策課	054-643-3373

磐田市	都市計画課	0538-37-4935
湖西市	都市計画課	053-576-1693
伊豆の国市	都市計画課	055-948-2909
函南町	都市計画課	055-979-8117
清水町	都市計画課	055-981-8225
長泉町	建設計画課	055-989-5520
小山町	都市整備課	0550-76-6104

(6) 水質汚濁防止法に関すること

※ 水質汚濁防止法に基づき特定施設設置届出を担当する部署

区分	窓 口	電話番号
健康福祉センター	東部健康福祉センター生活環境課	055-920-2135
	中部健康福祉センター環境課	054-644-9268
	西部健康福祉センター環境課	0538-37-2250
本庁	くらし・環境部 生活環境課	054-221-2253
※ 静岡市、浜松市、沼津市、富士市については、市環境担当課が窓口になります。		
※ 届出書の申請先は各市町の生活環境担当課になります。		

(7) 浄化槽法に関すること

※ 浄化槽の設置等を担当する部署

区分	窓 口	電話番号
健康福祉センター	賀茂健康福祉センター環境課	0558-24-2053
	東部健康福祉センター生活環境課	055-920-2135
	中部健康福祉センター環境課	054-644-9268
	西部健康福祉センター環境課	0538-37-2250
本庁	くらし・環境部 生活環境課	054-221-2253
※ 静岡市、浜松市、沼津市、富士市については、市浄化槽担当課が窓口になります。		
※ 新しく浄化槽を設置する場合、補助を行っている市町もあります。補助金については、設置場所の市役所、町役場へお問い合わせください。		
※ 建築確認申請を伴う場合や構造基準に関することは、(4)の部署が相談窓口になります。		

2 農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律 (抜粋)

(1) 農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備を促進するための措置等を講ずるとともに、農林漁業体験民宿業について登録制度を実施すること等を通じてその健全な発達を図ることにより、主として都市の住民が余暇を利用して農山漁村に滞在しつつ行う農林漁業の体験その他農林漁業に対する理解を深めるための活動のための基盤の整備を促進し、もってゆとりのある国民生活の確保と農山漁村地域の振興に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「農村滞在型余暇活動」とは、主として都市の住民が余暇を利用して農村に滞在しつつ行う農作業の体験その他農業に対する理解を深めるための活動をいう。

2 この法律において「山村・漁村滞在型余暇活動」とは、主として都市の住民が余暇を利用して山村又は漁村に滞在しつつ行う森林施業又は漁ろうの体験その他林業又は漁業に対する理解を深めるための活動をいう。

3 この法律において「農用地等」とは、農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第三条第一号から第三号までに掲げる土地をいう。

4 この法律において「農作業体験施設等」とは、農作業の体験施設その他農村滞在型余暇活動のために利用されることを目的とする施設であつて農林水産省令で定めるものをいう。

5 この法律において、「農林漁業体験民宿業」とは、施設を設けて人を宿泊させ、農林水産省令で定める農村滞在型余暇活動又は山村・漁村滞在型余暇活動（以下「農山漁村滞在型余暇活動」という。）に必要な役務を提供する営業をいう。

(農林漁業体験民宿業者の登録)

第十六条 農林漁業体験民宿業を営む者（以下「農林漁業体験民宿業者」という。）は、農林漁業体験民宿業に係る営業方法に関し農林水産省令で定める基準に従つて営業を行おうとするときは、農林水産省令で定めるところにより、第十八条から第二十条までの規定により農林水産大臣の登録を受けた者（以下「登録実施機関」という。）が行う登録を受けることができる。

(2) 農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律施行規則

(農作業体験施設等)

第一条 農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律（以下「法」という。）第二条第四項の農林水産省令で定める施設は、次に掲げるものとする。

- 一 農作業の体験施設
- 二 教養文化施設
- 三 休養施設
- 四 集会施設
- 五 宿泊施設
- 六 販売施設
- 七 前各号に掲げる施設の利用上必要な施設

(農村滞在型余暇活動又は山村・漁村滞在型余暇活動に必要な役務)

第二条 法第二条第五項の農林水産省令で定める農村滞在型余暇活動又は山村・漁村滞在型余暇活動に必要な役務は、次に掲げる役務とする。

- 一 農村滞在型余暇活動に必要な次に掲げる役務
 - イ 農作業の体験の指導
 - ロ 農産物の加工又は調理の体験の指導
 - ハ 地域の農業又は農村の生活及び文化に関する知識の付与
 - ニ 農用地その他の農業資源の案内
 - ホ 農作業体験施設等を利用させる役務
 - ヘ 前各号に掲げる役務の提供のあっせん
- 二 山村滞在型余暇活動（主として都市の住民が余暇を利用して山村に滞在しつつ行う森林施業の体験その他林業に対する理解を深めるための活動をいう。）に必要な次に掲げる役務
 - イ 森林施業又は林産物の生産若しくは採取の体験の指導
 - ロ 林産物の加工又は調理の体験の指導
 - ハ 地域の林業又は山村の生活及び文化に関する知識の付与
 - ニ 森林の案内
 - ホ 山村滞在型余暇活動のために利用されることを目的とする施設を利用させる役務
 - ヘ 前各号に掲げる役務の提供のあっせん
- 三 漁村滞在型余暇活動（主として都市の住民が余暇を利用して漁村に滞在しつつ行う漁ろうの体験その他漁業に対する理解を深めるための活動をいう。）に必要な次に掲げる役務
 - イ 漁ろう又は水産動植物の養殖の体験の指導
 - ロ 水産物の加工又は調理の体験の指導
 - ハ 地域の漁業又は漁村の生活及び文化に関する知識の付与
 - ニ 漁場の案内
 - ホ 漁村滞在型余暇活動のために利用されることを目的とする施設を利用させる役務
 - ヘ 前各号に掲げる役務の提供のあっせん

(農林漁業体験民宿業者の登録の基準)

第十四条 法第十六条第一項の農林水産省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- 一 農山漁村滞在型余暇活動に必要な役務の提供に関する事項
 - イ 農山漁村滞在型余暇活動に使用する施設の適切な管理その他事故防止のために必要な措置が講じられていること。特に、漁ろう等の体験の指導等を水上で行うときは、注意すべき事項について利用者に事前に十分な説明が行われていること。
 - ロ 役務の提供に必要な人員が適切に配置されていること。
 - ハ 事故が発生したときその他の緊急時における迅速な対応のための体制が整備されていること。
 - ニ 宿泊に関する役務及び自ら又はあっせんにより提供する農山漁村滞在型余暇活動に必要な役務の内容及び料金が利用者に明示されていること。
 - ホ あっせんにより農山漁村滞在型余暇活動に必要な役務を提供する場合においては、その役務はこの条に規定する措置その他これに準ずる措置を講ずると見込まれる者が提供するものであること。

- へ 利用者に農林水産物の加工若しくは調理の体験の指導又は食事の提供を行うときは、地域の農林水産物の積極的な活用が図られていること。
- 二 利用者の生命又は身体について損害が生じた場合における当該損害をてん補する措置に関する事項
 - 利用者の生命又は身体について損害が生じた場合におけるその損害をてん補する保険契約又は共済契約(この号において「保険契約等」という。)を締結していること。ただし保険契約等を締結することが適当でない場合であって、利用者が保険契約等の締結の申込みをするために必要な書類を宿泊施設に備え付けているときは、この限りではない。
- 三 地域の農林漁業者との調整に関する事項
 - イ 農山漁村滞在型余暇活動に必要な役務の提供に当たり、地域の農林漁業と調和のとれた農用地、森林、漁場等の利用に努めること。
 - ロ 利用者が農山漁村滞在型余暇活動を行う際に地域の農林漁業に支障を来すことのないように、農用地、森林、漁場等への立入りに関し注意すべき事項について適切に指導を行うこと。
 - ハ 農山漁村滞在型余暇活動に必要な役務の提供の方法等について地域の農林漁業者から協議の申出があった場合には、迅速かつ適切に対応すること。
- 四 その他の事項
 - イ 農用地、森林、漁場等の案内を行う場合には、希少な野生動植物の生態に悪影響を及ぼすことのないように配慮すること。
 - ロ 地域の農山漁村滞在型余暇活動に関する情報の収集及び提供に努めること。
 - ハ 利用者から苦情があったときは、迅速かつ適切に対応すること。

「農林漁家民宿業開業の手引き」

令和元年7月改定

編集・発行 静岡県 文化・観光部 観光政策課

〒420-8601 静岡市葵区追手町9-6

電話番号：054-221-3638

ホームページ：<http://www.pref.shizuoka.jp/>

メールアドレス：kankou2@pref.shizuoka.lg.jp